

告 示

埼玉県告示第六百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、元荒川上流土地改良区からの土地改良事業新谷田地区（農業用排水事業）計画の変更認可申請を平成三十年五月二十五日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成三十年六月十一日から

平成三十年七月九日まで

二 縦覧場所

鴻巣市役所

北本市役所

桶川市役所